

鳥取県福祉のまちづくり条例の改正案に関する

パブリックコメントの実施状況

平成 23 年 1 月
くらしの安心局住宅政策課

1 実施概要

オストメイト対応設備の設置を要する建築物の面積の引下げ及び、バリアフリーに配慮して設ける設備に関する案内表示の義務付けに係る条例改正案について、下記のとおりパブリックコメントを実施した。

(実施期間)

- 平成 22 年 11 月 24 日 (水) から 12 月 22 日 (水) までの 4 週間

(意見募集の方法)

- 別紙のチラシ及び条例改正案資料を県ホームページで公開すると共に、県庁県民課、各総合事務所県民局及び市町村役場において配布した。また、報道機関への情報提供及び新聞掲載を実施した。
- オストメイト関係団体、福祉関係団体及び県社会福祉審議会委員、その他商工関係団体及び各生活衛生同業組合に対しては、直接資料を送付し、意見照会を行った。
- 意見は、郵送、ファクシミリ及び電子メールのほか、パブリックコメント資料を配布した場所に設置した意見箱により受け付けた。

2 実施結果の概要

(1) 意見のあった件数・・・5 件 (応募者数は 4)

(2) 意見の内容と対応方針

○条例改正案に対する意見 (1 件)

| 意見の概要 | 対応方針 |
|--|--|
| オストメイト対応設備があるにこした事は無いが、それよりもベビーキープやベビーシートの設置が優先されるべきではないか。 子育て王国鳥取県というからには、一定以上の規模の施設にはベビーシート等を義務付けてはどうか。 | 条例では、既に一定規模以上の施設にベビーキープ、ベビーシートの設置を義務付けている。 |

○その他の意見 (4 件)

- 用語についての質問及び、県の他の施策に係る意見